新	IB	備考欄
第1条(略)	第1条(略)	
第2条(略)	第2条(略)	
第3条 この補助金の交付額は、以下のとおりとする。	第3条 この補助金の交付額は、別表の対象経費と基準額とを比	
(1)受入体制整備事業	較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とす	
月ごとに別表の対象経費と基準額とを比較して少ない方	<u>3.</u>	
の額の和を補助基準額とする。補助額は、別表の対象経費(年		
間総額)と補助基準額(年間総額)を比較し少ない方(補助基		
本額)に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。		
(2) 通院等支援事業		
別表の基準額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とす		
<u> 3.</u>		
(3)人工呼吸器等設備整備事業		
別表の対象経費と基準額とを比較して少ない方の額に補		
<u>助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。</u>		
第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式		
第1号のとおりとする。	式第1号のとおりとする。	
2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるも		
のとし、その提出部数は1部とする。	のとし、その提出部数は1部とする。	
3 補助対象者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以		
下「消費税等」という。)に係る仕入控除税額(補助対象経費		
に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律		
第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除で		
きる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第2		

新	旧	備考欄	
26号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。			
第5条~第8条(略)	第5条~第8条(略)		
	第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から 1か月を経過する日、または当該年度の3月31日のいずれか 早い日までに実績報告書(様式第3号)1部を知事に提出しな ければならない。		
第 <u>10</u> 条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。	第10条 補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の 仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税 額控除額の全部又は一部を返還する必要がある。		
第 <u>11</u> 条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で 交付することができるものとする。 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、概算払での交 付を受ける場合は様式第4号とし、額の確定後の精算払で受け る場合は様式第5号のとおりとする。	の内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金		

新		IB	備考欄
第12条 知事は、補助対象者が次の各号のいずときは、補助金を交付せず、または交付した補は一部の返還を命ずることができる。 一 補助金の交付に関し不正の行為があったとこ 交付決定に付した条件に違反したとき。 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返ときは、規則の定めるところにより返還しなけ	助金の全部また : き。 : 還を命じられた	第 <u>12</u> 条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができるものとする。 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、概算払での交付を受ける場合は様式第4号とし、額の確定後の精算払で受ける場合は様式第5号のとおりとする。	
第13条 補助対象者は、補助事業完了後、当該 費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式 やかに報告しなければならない。 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該 除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとす 第14条(略)	第6号により速 消費税等仕入控	るときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部ま たは一部の返還を命ずることができる。	
別表 (第2条関係) 補助事業 補助 区分 対象者 基準額	補助率	別表 (第 2 条関係) 補助事 補助	
開設から 医療的ケア児等の受入の (月ごとに) 受入体制 ため、障害福祉サービス 1,543円× 整備事業 なの 報酬及び各加算算定に必 超過時間	5年目 <u>ま</u>		

		新					旧			備考欄
		置する人員(延べ勤務時間数による。)(以下、「超過時間数」という。)に係る経費 (超過時間数) = (実配置時間数) - (基準時間数) いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準時間数には各加算に必要な職員配置に係る数を含む。	用のある月に限り計算) ○超過時間数は別紙2-2により算出し、160時間以上の場合は160時間とする。	【開設から 6年目以降 10年目 <u>ま</u> で】 1/2以内 【開設から 11年目以降 15年目ま で】	① 受入体制整備事業	指定短期入所を運動する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員(延べ勤務時間数による。)(以下、「超過時間数」という。)に係る経費 (超過時間数) = (実配置時間数) - (基準時間数) いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準時間数には各加算に必要な職員配	(月ごとに) 1,543 円× 平均超過時間 数 (短期入所利 用のある月 に限り計算) ○平均超過時間 間数は別よりにより算出し、 160 時間以上	【開設から 5年目 <u>迄</u> 】 10/10以内 【開設から 6年目以降 10年目 <u>迄</u> 】 1/2以内	
② 通院等支 援事業 事	指言 きょう は 期 業 営 は ままま ままま 入 所 する ままま 子 ままま しんしょう まままま かいしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん は	った場合に要した人件費 (他の補助金により補助 対象となる経費を除く。) ア 通院中等の支援 医療的ケア児等が 通院または入院する 際の移動中に看護師 等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。	【移動中の時間】 6,000 円×時間 【受診中の時間】 3,000 円×時間 イ 2,000 円×時間 〇各回 0.5 時間 単位 (30 分未 満は切捨て)	10/10 以内	②通院等支援事業	指看一又短事運法 訪スョ指入所す	ではる数を含む。 次のいずれかの支援を行った場合に要した人件費 (他の補助金により補助対象となる経費を除く。) ア 通院中等の支援 医療的ケア児等が通院または入院する際に、移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。	の場合は 160 時間とする。 ア 【移動中の時間】 6,000 円×時間 【受診中の時間】 3,000 円×時間	1/4 以内	

新		IB	備考欄
への送迎中の支援 指定短期入所事業 所のサービス提供を 目的とした移動中に 看護師等が付添い、医 療的ケアや見守り等 を行う。	上限時間は以 下の <u>とおり</u> ア 計6時間 イ 計3時間	イ 指定短期入所事業所 ○各回 0.5 時 間単位 (30 指定短期入所事業所のサービス提供を目的とした 移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等 ○1 日あたりを行う。 ○1 日あたり の上限時間 は以下の通り ア 計6時間 イ 計3時間	
おいて、医療的ケア児等の受入れ拡大に必要な人工 指定短期入 呼吸器等の備品購入等に 所事業所又係る経費 は指定児童 (他の補助金により補助 発達支援事 対象となる経費、消耗品費 人工 呼吸 業所又は指を除く。) 器等 設備 定放課後等 整備事業 デイサービア 指定短期入所事業所 ス事業所を 医療的ケア児等の受入 運営する法 拡大のために必要な備品 人 の購入や設備整備に係る		次のいずれかの事業において、医療的ケア児等の受力を放射を表現して、医療的ケア児等の受力を表して呼吸器等の設備等購入に係る経費では、る経費では、のののののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	
経費。 イ 指定児童発達支援事		※各年度、4月1日から3月31日までに発生した対象経費を補助対象とする。	

新	IΒ	備考欄
業所又は指定放課後等デ		
イサービス事業所		
医療的ケア児等の受入		
拡大のために必要な備品		
の購入に係る経費。		
5年度、4月1日から3月31日までに発生した対象経費を補		
力対象とする。		